別紙４

医療機関へのお願い

とれぞあ子ども園では、学校保険法施行規則第２０条（伝染性の病気にかかった後に登園する場合は、意見書を提出するよう指導する）に基づき、以下の意見書を使用しています。なにとぞご協力よろしくお願いいたします。

登園に関する意見書

とれぞあ子ども園

組		氏名	

上記の児童は、　　月　　日以来、下記の病気にて加療中または症状があったが、登園しても伝染のおそれはなく、保育園での集団生活可能と認めます。

病　名

１．麻疹（はしか）
２．風疹様疾患
３．水痘（みずぼうそう）
４．流行性耳下せん炎（おたふくかぜ）様疾患
５．百日せき様疾患
６．急性灰白髄炎（ポリオ、小児マヒ）
７．喉頭結膜熱炎（プール熱）
８．インフルエンザ様疾患
９．流行性角結膜炎
１０．急性出血性結膜炎
１１．下痢を伴う急性胃腸性疾患（ロタウイルス・０―１５７など）
（　　）
１２．伝染性の皮膚疾患（とびひなど）
（　　）
１３．その他の伝染性疾患
（　　）

平成　　年　　月　　日

医療機関名

医　師　名　　印

※意見書の料金は保護者負担です。